金ケ崎町農業委員会議事録

令和元年 7 月 22 日午後 1 時 30 分から令和元年第 7 回金ケ崎町農業委員会を、金ケ崎町役場 4 階大会議室に招集して開催した。

１．本会議に出席した委員は 12 名で次のとおりである。

第 1 番委員	高　橋　旦　志	第 7 番委員	名　和　和　弘
第 2 番委員	石　　田　　一	第 8 番委員	菊　地　重　治
第 3 番委員	小　嶋　教　三	第 9 番委員	千　　葉　　実
第 4 番委員	髙　橋　正　則	第 10 番委員	小 野 ま り 子
第 5 番委員	松　本　義　文	第 11 番委員	那 須　　正 昭
第 6 番委員	千　田　眞　一	第 12 番委員	菊　地　成　壽

２．本会議に出席した者は次のとおりである。

事 務 局 長	阿　部　一　之
事務局長補佐	阿　部　勝　利
係　　長	及　川　　靖
主　　事	千　田　知　美

３．本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約の通知について
議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請審議について
議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第３号　農地法適用外証明願の審査について
議案第４号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第５号　令和元年度金ケ崎町農地パトロールの実施について
議案第６号　金ケ崎町農業委員会委員の辞任願について

４．本会議の書記は次のとおりである。

係　　長	及　川　　靖
主　　事	千　田　知　美

議　　長　　只今から令和元年第7回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間　13時30分

議　　長　　只今の出席委員は、12名であります。
　定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議　　長　　日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
　―――異議なしの声あり―――――
議　　長　　異議なしと認め、議事録署名人には5番松本義文委員、6番千田眞一委員を、書記には事務局を指名いたします。

議　　長　　日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
　―――異議なしの声あり―――――
議　　長　　異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議　　長　　日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。
事務局長　　【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
議　　長　　報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑が無いようですので、諸般の報告を終わります。

議　　長　　日程第4、報告第1号　農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議　　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑が無いようですので、報告第1号を終わります。

議　　長　　日程第5、議案第1号　農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議　　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り採決いたします。
　議案第1号　農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
　―――全員挙手―――
議　　長　　挙手全員であります。よって当案件は許可することに決定しました。

議　　長　　日程第6、議案第2号　農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事　務　局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議　　長　　説明が終わりました。

議　　長　　続いて、現地調査の報告を求めます。番号1番及び2番の案件について、5番松本義文委員より報告願います。

第5番委員　　5番髙橋です。7月17日午前に、街地区の農地利用最適化推進委員の菊地勇委員と高橋重貴委員と、事務局の及川係長と現地調査に行ってきました。

申請人である[redacted]がやすらぎ公園を造成するために、農地所有者の[redacted]さんから売買により、また[redacted]さんから贈与により所有権移転を行い、公園に転用しようとするものです。農地転用の許可基準である立地基準ですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地利用の制限を特に受ける場所ではありません。また、隣接地は以前に公園を造成するため転用の許可を受けている場所であり、先の公園を拡張しようとするものです。一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、自己資金により準備していることを確認しております。今回の計画で隣接する農地に対しては、農地は現在の田を草地として造成整備するもので、現在の畦畔を利用し、土壌が流れ出ないように措置をとっております。以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議　　長　　ありがとうございました。番号3番の案件について、6番千田眞一委員より報告願います。

第6番委員　　6番千田です。7月17日午前に南方地区の農地利用最適化推進委員の千葉誠委員と、事務局の及川係長と現地調査に行ってきました。

譲受人である[redacted]が金ケ崎町発注の南方幼稚園改築工事受注に伴い、現場事務所、休憩所、駐車場用地として利用するため、農地所有者の[redacted]さんから田を賃貸借により借り受け、一時転用しようとするものです。申請地は南方幼稚園の北側の田で、周囲は宅地、道路等です。借用期間は約8か月で面積1,434㎡のうち、300㎡を使用し、必要最小限の面積で一時的に転用する計画となっております。受注工事完了後は一週間以内に現状の農地へ復元する計画となっていることから、一時転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議　　長　　ご苦労様でした。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　　討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り採決いたします。

議案第2号　農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

―――全員挙手―――

議　　長　　挙手全員であります。よって当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議　　長　日程第7、議案第3号　農地法適用外証明願の審査についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事　務　局　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議　　長　説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を求めます。番号1番の案件について、7番名和和弘委員より報告願います。

第7番委員　7番名和です。7月17日午後に、西部地区の農地利用最適化推進委員の菊地達夫さん、小関良則さん、渡辺悟さんと、事務局の及川係長と現地調査に行ってきました。

申請地は[redacted]さん所有の田及び畑ですが、現在は居宅・畜舎・倉庫が建っています。今回の申請に至った経緯ですが、昭和45年に子どもの成長により居宅が手狭になったことから、増築したとのことです。また、昭和50年に畜舎を建築し畜産業をはじめ、昭和54年及び昭和56年には家畜頭数の増加に伴い畜舎及び堆肥舎等を建築し、現在まで利用していたとのことです。今回畜舎及び倉庫を譲渡するために調査していたところ、許可を受けず農地に建物を建築し使用していたことが判明し、農地法適用外証明願の手続きがなされました。現地を確認したところ、申請のとおり居宅の一部、畜舎、倉庫として長年にわたり利用されており、農地に復元することは困難であると認められます。なお申請者からは、今回の申請に至った経緯と、今後は農地法の定めにより手続きすることを記載した顛末書が提出されています。以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は相当だと判断しました。以上で現地報告を終わります。

議　　長　ご苦労様でした。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り採決いたします。

議案第3号　農地法適用外証明願の審査について、賛成する委員の挙手を求めます。

―――全員挙手―――

議　　長　挙手全員であります。よって当案件は、証明することに決定しました。

議　　長　日程第8、議案第4号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事　務　局　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議　　長　説明が終わりました。

ここで、利用権設定番号5番の案件について、5番松本義文委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので、退席を命じます。

これより利用権設定番号5番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

利用権設定番号5番について原案のとおり決定することに賛成する

委員の挙手を求めます。

―――挙手全員―――

議　　長　　挙手全員であります。よって当案件は原案のとおり決定いたしました。

5番松本義文委員の入室を許します。5番松本義文委員の案件については、原案のとおり決定しました。

それでは、議案第4号のそのほかの案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

第7番委員　　7番名和です。利用権設定番号1番の案件について、現況地目は田ですが、利用権設定後の利用目的を教えてください。

事務局　　利用権の設定を受ける[redacted]さんはおそらく畑として利用するかと思いますが、議案は農業公社から提出された書類に基づいて作成しますので、利用目的を田としております。

第5番委員　　5番松本です。所有権移転番号1番の案件は農地所在地が[redacted]、利用権設定番号1番の案件は[redacted]となっていますが、ここは基盤整備の対象農地ではないのでしょうか。

事務局　　基盤整備は最低30a以上の区画を整備することになっておりますが、先の農地はそれ以下の面積ですので、基盤整備の対象外となっております。

議　　長　　ほか、質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　　討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

―――挙手全員―――

議　　長　　挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定しました。

議　　長　　日程第9、議案第5号　令和元年度金ケ崎町農地パトロールの実施についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

第5番委員　　5番松本です。農地小委員長として発言します。転作確認の際に確認したのは申請があった農地のみで、申請しなかった農地は確認対象外になっています。見に来ないので管理しなくてもいいのではという農地が増えているように感じられるので、農業委員や農地利用最適化推進委員から地域の方に農地管理について周知を図り、できるだけ荒廃農地にならないようしていただきたいです。

議　　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　　討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号　令和元年度金ケ崎町農地パトロールの実施について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

―――挙手全員―――

議　　長　　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議　　長　　日程第10、議案第6号　金ケ崎町農業委員会委員の辞任願についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事　務　局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議　　長　　説明が終わりました。

お諮りいたします。休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　　異議なしと認め、休憩に入ります。

議　　長　　休憩を解いて再開します。休憩前に引き続き、会議を続けます。

ここで、議案第6号については、9番千葉実委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので、退席を命じます。

本件は、人事案件ですので、質疑・討論を省略し、ただちに採決いたします。

議案第6号　金ケ崎町農業委員会委員の辞任願について、本会において同意することに賛成する委員の挙手を求めます。

―――挙手全員―――

議　　長　　挙手全員であります。よって、当案件は同意することに決定しました。

9番千葉実委員の入席を許します。9番千葉実委員の案件については、原案のとおり決定しました。

議　　長　　これで、本日の日程は全部終了いたしました。令和元年第7回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。大変ご苦労様でした。

時間　14時20分